

財政援助団体等監査 結果報告書

(平成27年6月30日)

監査
報告書

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告を、同条第9項の規定により公表します。

平成27年6月30日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

神内 茂樹 (じんない しげき)

佐藤 好邦 (さとう よしくに)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

平成27年度財政援助団体等監査の結果について

1 監査対象局

都市整備局（公園緑地課）

2 監査対象団体

香川県造園事業協同組合

3 監査対象施設（監査対象団体が施設の管理を行っている公の施設）

仏生山公園ほか35公園、緑地等

4 監査実施期間

平成27年4月1日から同年6月9日まで

5 所属別監査結果

No.	局及び団体	指摘	意見	合計
1	都市整備局 （公園緑地課）			
2	香川県造園事業協同組合	1		1
	合計	1		1

【指摘】

条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

【意見】

組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

6 監査対象事務

No.	局及び団体	事 務
1	都市整備局 （公園緑地課）	平成26年度において、香川県造園事業協同組合に公の施設の管理を行わせているものに係る出納その他の事務
2	香川県造園事業協同組合	平成26年度において、高松市の公の施設の指定管理者として管理運営を行っているものに係る出納その他の事務

7 監査の方法

前記監査対象事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体を所管している都市整備局公園緑地課及び同団体から関係書類の提出を求めるとともに、説明を聴取して実施した。

また、平成27年4月30日に、施設管理運営状況を確認するため、仏生山公園及び橘ノ丘総合運動公園において実地監査を行った。

8 監査の結果

監査の結果、所管局及び監査対象団体の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていたが、別記のとおり、その一部に改善を要する事項が認められる。

当該事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、通知は、監査結果を公表した日から起算して6か月を経過する日の属する月の末日までを目途に行われたい。

今後とも、法令等を遵守し、より一層、厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

高松市公の施設指定管理業務の概要

1 指定管理者名

香川県造園事業協同組合

2 所在地

高松市鬼無町鬼無741番地1

3 指定管理者の選定方法

公募

4 指定管理業務の対象となる公の施設及び指定期間

公園名	所在地	指定期間
高松市立峰山公園	高松市峰山町1838番地37	平成23年4月1日～平成28年3月31日
高松市立中央公園	高松市番町一丁目11番1号	平成23年4月1日～平成28年3月31日
高松市立城東公園	高松市城東町一丁目7番22号	
高松市立御坊町小公園	高松市御坊町5番9号	
高松市立洲端公園	高松市木太町2287番地5	
高松市立下田井小公園	高松市下田井町215番地4	
高松市立上福岡宮西公園	高松市上福岡町2049番地1	
高松市立屋島緑地	高松市屋島西町2341番地	
高松市立新浜緑地	高松市屋島西町2374番地1	
高松市立瀬戸内海浜緑地	高松市瀬戸内町509番地8	
高松市立朝日新町西緑地	高松市朝日新町1番地14	
高松市立朝日新町東緑地	高松市朝日新町1番地12	
高松市立瀬戸内緑地	高松市瀬戸内町524番地1	
高松市立岡本公園	高松市岡本町531番地3	
高松市立玉藻町公共広場	高松市玉藻町98番地1	
高松市立前田勘定公園	高松市前田西町859番地29	
高松市立多肥日暮公園	高松市多肥上町1361番地32	
高松市立屋島西町子の浜公園	高松市屋島西町2107番地10	
高松市立屋島緑道	高松市屋島西町	
高松市立新橋緑地	高松市福岡町一丁目	
高松市立一宮新開緑地	高松市一宮町1914番地46	
高松市立茜町緑地	高松市茜町787番地7	
高松市立香西東町緑地	高松市香西東町753番地	
高松市立郷東町新地北公園	高松市郷東町587番地21	
高松市立郷東町新地東公園	高松市郷東町655番地1	
香東川河川敷緑地	高松市郷東町3番地1	
新川記念広場	春日町	
高松市立仏生山公園	高松市仏生山町甲2654番地1	平成26年4月1日～平成31年3月31日
高松市立橋ノ丘総合運動公園	高松市国分寺町新名2069番地1	
高松市立如意輪寺公園	高松市国分寺町国分2530番地2	
高松市立月見ヶ原公園	高松市香南町横井796番地1	平成26年4月1日～平成31年3月31日
高松市立牟礼中央公園	高松市牟礼町原1019番地8	
高松市立御山公園	高松市牟礼町牟礼1355番地1	
高松市立房前公園	高松市牟礼町原632番地	
高松市立城岬公園	高松市庵治町新開6392番地91	
高松市立緑道公園（やすらぎの道）	高松市庵治町新開6388番地92	

5 管理経費の額（指定管理料）

平成26年度	
公園名	指定管理料
峰山公園	23,246,000 円
中央公園ほか25公園、緑地等	25,333,000 円
仏生山公園ほか3公園	34,415,000 円
牟礼中央公園ほか4公園	18,450,000 円
合計	101,444,000 円

6 仏生山公園ほか3公園指定管理者募集要項に記載されている業務

指定管理者が行う業務

(1) 公園の維持管理に関する次の業務

- ア 施設・設備の保守管理に関する業務
- イ 環境の維持・管理に関する業務
- ウ 防災および安全の確保等に関する業務

(2) 仏生山公園集会室棟に係る使用の許可およびその変更の許可，使用の許可の取消しならびに使用の停止に関する業務（高松市都市公園条例（昭和61年高松市条例第22号）第20条第5項第2号ア）

※有料施設の使用の許可およびその取消し等は，指定管理者の責任で行う行政処分とします。

(3) 仏生山公園集会室棟の利用に関する業務のうち，次に掲げるもの

- ア 高松市会計規則（昭和39年高松市規則第34号）第44条の規定により行う施設使用料の徴収および収納事務に係るものならびに同規則第85条の規定により行う使用料返還金の支出事務に係るもの

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により別途，契約を締結します。

- イ 高松市都市公園条例施行規則（昭和61年高松市規則第13号）第10条第3号および第6号により係員が行う業務に係るもの

- ウ その他市長が必要と認める業務

(4) 公園施設の利用の拡大，広報活動および利用者へのサービスの向上に関する業務

【平成27年度 財政援助団体等監査 監査結果一覧】

H27.6.30

結果 No.	区 分 ※	項 目	公表文 該当 ページ	所 管 課 等
No.1	指摘	市の指定管理者であることの明記について	P5	香川県造園事業協同組合

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

財政援助団体等監査結果

結果No.

No.1

監査実施年度
対象局等

平成27年度
都市整備局／香川県造園事業協同組合

告示番号

高松市監査委員告示第21号

告示日

平成27年6月30日

所管課等

香川県造園事業協同組合

区分

指摘

意見

指摘・意見
の項目

市の指定管理者であることの明記について

内容

高松市立仏生山公園ほか3公園指定管理者募集要項では、指定管理者は、指定管理者の名称と連絡先、市の担当課と連絡先を施設内に表示し、又はパンフレット等に明記するなど、指定管理者が管理運営をしている市の施設であることを明示しなければならないとされているが、橘ノ丘総合運動公園においては、それらの情報が施設内及びパンフレット等に表示されておらず、ホームページには指定管理者の名称及び連絡先の表記はあるものの、市の担当課等の表記がされていないので、香川県造園事業協同組合により管理・運営されている市の施設であることを利用者に示すため、他の施設についても確認の上、適正に表示されたい。